

内閣府 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
519	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められているが、3歳未満児についても外部搬入を認めること。	認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。園・自治体から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和ができれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学省と厚生労働大臣とが協議して定める施設設備及び運営に関する基準		内閣府、文部科学省、厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。	3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められておらず、20人以上を受け入れる場合には、調理室の設置が必要となる。特に幼稚園から認定こども園へ移行するにあたって、調理室の設置は移行の妨げとなっている。園として認定こども園化を促進するということであれば、「新制度以降に検討」ではなく、極力早期に対応することを検討いただきたい。28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固執しては、喫緊の課題である待機児童対策に重大な支障が生じるため速やかに対応すべき。また、搬入元と搬入先の連携を課題として挙げているが、事前準備を入念に行うことにより、解決できると考える。		「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	
790	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【支障事例】児童の年齢などに応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい。都市部では問題がある。乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。【改正による効果】地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項		内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県 【共同提案】京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所設置市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。	以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。 ・平成21年度以降、少子化が深刻化し、保育の必要性が高まっていることから、国の基準を参酌し、地方がそれぞれの実情に応じて定めることができる仕組みとするべき。 ・また、基準は条例で定めることから、議会の議決を要することはもちろん、新制度を踏まえ、地域における子ども・子育て支援方針については、保護者、地域の事業者や学識者等の幅広い関係者が参画する地方版子ども・子育て会議や児童福祉審議会等において議論するシステムが構築されている		「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	

内閣府 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整経緯 (平成26年度方針(平成27.12.22閣議決定)抜粋) ※平成27年度方針(平成27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成27>として併記 ※平成28年度方針(平成28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成28>として併記 ※平成29年度方針(平成29.12.23閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成29>として併記 ※令和元年度方針(令和元.12.18閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<令和>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
意見	補足資料		区分	回答	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。</p>			<p>C 対応不可</p> <p>前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を終ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。</p>	<p>&lt;平成29&gt; (18) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18法77) (19) 幼児連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立幼児連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省) (iv) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼児連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する食事の外部搬入については、幼児連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入の導入と併せて検討し、必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>	<p>(H26対応方針(i)) 1ポツ目) 省令 (上記以外) 検討予定</p>	<p>(H26対応方針(ii)) 1ポツ目) 平成27年9月4日 (上記以外) 未定(「今後の予定」参照)</p>	<p>平成29年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会にて、下記の対応をとることとされた。 - 関係府省庁は、認定こども園の食事提供の外部搬入について、「その効果やニーズが一定程度認められる一方、課題も多く、全国展開は時期尚早」であるとされた。 平成29年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会にて、下記の対応をとることとされた。 - 関係府省庁は、認定こども園の食事提供の外部搬入について、「その効果やニーズが一定程度認められる一方、課題も多く、全国展開は時期尚早」であるとされた。 令和3年12月に保育所等における食事の提供体制に関する実態調査を改めて行った。その結果等を踏まえて、令和4年5月13日の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、令和7年度までに改めて評価を行うこととされた。特例(920)の全国展開に関する議論の結果を踏まえて、改めて評価を行うこととされた。</p>	<p>構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、令和7年度までに改めて評価を行うこととされた。特例(920)の全国展開に関する議論の結果を踏まえて、改めて評価を行う予定。</p>	
<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。</p>		<p>C 対応不可</p> <p>【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】 ○ 次の理由から、提案の実現に向けた前向きな検討を求める。 ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることと指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第97号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。 ・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を認念に増やしても待機児童が解消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないか。 ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるといふ「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。 ・ 認可保育所における保育従事者すべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。</p> <p>【給食の外部搬入条件の緩和】 ○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守る施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。</p>	<p>前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。  なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条例を制定することが可能となっている。</p>	<p>&lt;平成29&gt; (18) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18法77) (19) 幼児連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立幼児連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省) (iv) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼児連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する食事の外部搬入については、幼児連携型認定こども園における3歳未満児に対する食事の外部搬入の導入と併せて検討し、必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>	<p>(H26対応方針(i)) 1ポツ目) 省令 (上記以外) 検討予定</p>	<p>(H26対応方針(ii)) 1ポツ目) 平成27年9月4日 (上記以外) 未定(「今後の予定」参照)</p>	<p>平成29年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、下記の対応をとることとされた。 - 関係府省庁は、認定こども園の食事提供の外部搬入について、「その効果やニーズが一定程度認められる一方、課題も多く、全国展開は時期尚早」であるとされた。 平成29年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会にて、下記の対応をとることとされた。 - 関係府省庁は、認定こども園の食事提供の外部搬入について、「その効果やニーズが一定程度認められる一方、課題も多く、全国展開は時期尚早」であるとされた。 令和3年12月に保育所等における食事の提供体制に関する実態調査を改めて行った。その結果等を踏まえて、令和4年5月13日の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、令和7年度までに改めて評価を行うこととされた。特例(920)の全国展開に関する議論の結果を踏まえて、改めて評価を行うこととされた。</p>	<p>構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、令和7年度までに改めて評価を行うこととされた。特例(920)の全国展開に関する議論の結果を踏まえて、改めて評価を行う予定。</p>	